

# 若者の力でとっといを元気にしよう!

## 令和新時代創造県民運動推進補助金 (若者活動支援型)

令和新時代をリードする若者が行う地域づくり活動を応援するため、**最大15万円**を助成します!!

### 対象となる活動

- ・地域資源を活かしたまちづくりを図る活動
- ・伝統・文化の保存や活用を図る活動
- ・自然環境や景観保全を図る活動
- ・安心・安全な地域づくりを図る活動
- ・福祉・健康づくりを促進する活動
- ・地域内、地域交流・人材育成を促進する活動 など

### 対象にならない活動

- ・単なる文化講演会、音楽鑑賞会、スポーツイベント等の活動
- ・県外のみで実施する活動

### <事例>

- ・現役中高生が中心となり地域がにぎわう祭りを企画・実施
- ・商店街の活性化のため、高校生がアイデアを考え商品づくりなど



### 応募期間・補助対象期間

募集期間	対象となる事業(※)期間
令和元年 7月8日(月)から 8月30日(金)まで	令和元年 10月1日から 令和2年 3月31日まで

※「事業」とは、例えばイベントや研修会を実施する場合は催事とその準備、精算業務の全体を指します。一年を通じて複数回催事を実施する「事業」については、最初に行う催事の準備期間を目安に応募してください。



### 補助金の概要・採択予定件数

対象事業	補助限度額	補助率	採択予定件数
県内で地域をより良くしようと自ら取り組む、若者による新たな取組(試行的な取組を含む)及びこれまでの取組を拡充するもの	15万円	100%	5件程度



<対象外の事業> ・学校の正規の教育課程で行われる事業  
・大人が中心となって企画・運営する事業

※ 同一年度に一団体が補助金を受けられる取組の件数は1件です。また、同一の者が同種の事業を実施するために受けられる補助の回数は1回限りです。



### 補助金の対象経費

事業を実施する上で必要な経費とします。審査の結果、部分的に補助が認められない場合があります。

### 対象経費の例

- ・報酬費(講師・アドバイザー等の謝金)
- ・旅費(講師・アドバイザー等の交通費)
- ・需用費(消耗品費:用紙・封筒等の購入費、食糧費:講師のお茶、昼食代)
- ・役務費(広告料:参加者募集の広告費、保険料:ボランティア保険料)
- ・委託料(専門知識や技術を要する業務を外部に委託した経費)
- ・使用料及び賃借料(会場使用料、イベントのためのレンタカー代)
- ・原材料費(自身で設備整備する場合の木材)

裏面へ





## 対象団体の要件

鳥取県内に居住する、申請書を提出する年度の末日までに10歳から25歳までの年齢となる者3名以上が中心のメンバーとなっている団体。



## 留意事項

申請者が未成年の場合、保護者による同意書(交付要綱様式第3号)を申請書に添付して提出してください。



## 応募方法

### (1) 応募に必要な書類

- ア 交付申請書
- イ 事業計画書
- ウ 収支予算書
- エ 団体規約(規約がない場合は、団体の目的、活動概要がわかるチラシ・パンフレット、年間計画等)
- オ 構成員名簿(主要な構成員(10名以内)の氏名及び事業における役割分担(例:会長、副会長、会計など)※申請書を提出する年度の末日までに10歳から25歳までの年齢となる者の学校名、学年及び年齢を併記してください。)
- カ 事業計画を立案した際の会議の記録(事業計画の立案にあたり、若者の意見をどう反映したか分かるもの)
- キ その他申請事業の参考となる資料



←河川清掃の様子

### (2) 応募書類の入手方法

交付規則※1)及び交付要綱※2)に基づく各様式については、**県民参画協働課のホームページからダウンロードできます。**インターネットを利用できない方は、県民参画協働課または各総合事務所等最寄りの窓口にご相談ください。

### (3) 応募書類の提出方法

記載の募集期間内に、県民参画協働課または各総合事務所等最寄りの窓口へ提出してください。書類の提出方法は、持参、郵送及びホームページからの電子申請とします。

**※募集期間最終日の午後5時必着のこと。**

詳しくは、交付要綱及び募集要項※3)をご覧ください。分からないことがある時はお気軽にご相談ください☺

(※1)交付規則…鳥取県補助金等交付規則

(※2)交付要綱…鳥取県令和新時代創造県民運動推進補助金交付要綱

(※3)募集要項…鳥取県令和新時代創造県民運動推進補助金(若者活動支援型)募集要項

## 窓口・問合せ先

- 鳥取県地域づくり推進部県民参画協働課 (☎ 0857-26-7248)  
 <ホームページ <http://www.pref.tottori.lg.jp/sankaku-kyoudo/>>
- 地域づくり推進部東部地域振興事務所 (☎ 0857-20-3659)
- 中部総合事務所中部振興課 (☎ 0858-23-3177)
- 西部総合事務所西部振興課 (☎ 0859-31-9606)
- 日野総合センター地域振興課 (☎ 0859-72-2081)

分からないことは何でも聞いてね!

